

公共下水道事業特別会計予算

平成 27 年度 橋本市公共下水道事業特別会計予算

平成 27 年度橋本市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,159,580 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		21,850
	1 負 担 金	21,850
2 使用料及び手数料		551,195
	1 使 用 料	551,180
	2 手 数 料	15
3 国庫支出金		126,900
	1 国庫負担金	126,900
4 県支出金		3,036
	1 県補助金	3,036
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰 入 金		998,889
	1 繰 入 金	959,889
	2 基金繰入金	39,000
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		4,208
	1 市預金利子	1
	2 雑 入	4,207
9 市 債		453,500
	1 市 債	453,500
歳 入 合 計		2,159,580

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 下水道事業費		1,216,513
	1 下水道費	1,216,513
2 公 債 費		942,067
	1 公 債 費	942,067
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,159,580

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備工事に係る利子補給	平成27年度～平成31年度	当該利子補給対象融資額 に対する3%相当額利息

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業	千円 453,500	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。